

発行総額
36億円!!

大分市

プレミアム付商品券

12,000円分の商品券を
10,000円で!!

12,000円分の
プレミアム付き

7/1 水

※完売次第終了

販売開始!

1セット10,000円

商品券額面12,000円プレミアム20%

中小取扱店専用商品券 500円×12枚 + 中小取扱店・大型取扱店共通商品券 1,000円×6枚

中小取扱店専用商品券(500円券)は、大型店(大型取扱店)では使用できません。

〈商品券の販売数〉300,000セット

〈商品券の販売制限〉

- ・大分市在住の方で販売所に来られた方。
- ・一人あたり一回30,000円(3セット)まで。
- ・中学生以下は保護者同伴の場合のみ購入可。

〈商品券の販売場所及び販売日時〉※商品券購入の際に領収証は発行いたしません。

【市内商業施設等】△ガレリア竹町(竹町サービスセンター)△トキハ(本店・わさだタウン)△トキハイムストリー(あけのアクロスタウン・南大分センター・アムス大在)の総合ギフトセラソンなど、商品券販売カウンター(商業施設等の営業日、営業時間に準じて販売)

【商工会議所・商工会等 平日のみ 10:00~16:00】△大分商工会議所の経営相談センター[鶴崎(中鶴崎)・大南(中戸次)・大在(大在市民センター内)・坂ノ市(坂ノ市市民センター内)・植田(植田市民行政センター内)・佐賀関(真砂)]△野津原町商工会(野津原市民センター内)△大分市 鶴崎市民行政センター

【委任状対応・専用販売所 平日のみ 10:00~16:00】△大分市役所 第2庁舎1階ロビー(委任状による購入のみ対応します。)

△大分市 鶴崎市民行政センター△大分市 植田市民行政センター(大分商工会議所植田経営相談センター)

〈商品券の有効期間〉平成27年7月1日(水)~平成27年12月31日(木)

〈商品券の使用上の注意〉

- 商品券は、大分市プレミアム付商品券取扱店に登録した店舗等で使用できます。取扱店のポスター及びステッカーが目印です。
- 商品券の現金交換は出来ません。また釣り銭は出ませんのでご留意ください。
- 販売した商品券の払戻しには応じません。
- 有効期間の過ぎた商品券は使用できません。
- 商品券で使用できない商品等

換金性の高いもの(商品券・ピール券・図書券・切手・プリペイドカード・印紙等)、税金、公共料金、たばこ、事業活動に伴い発生した買掛金・未払金の支払い、金融・保険業(金融機関・貸金業、保険会社、証券会社など)、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条に規定する営業への支払い、反社会的勢力との関係が認められる事業所、特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの等

★事業者の方は、うら面もご覧ください。

大分商工会議所 中小企業相談部

お問合せ先

大分市長浜町3丁目15番19号 TEL 536-3248、536-3208、536-3258

野津原町商工会 大分市大字野津原800番地 TEL 588-0101

大分商工会議所 経営相談センター

鶴崎 TEL 521-1131／大南 TEL 597-1150

大在 TEL 592-0226／坂ノ市 TEL 592-1109

植田 TEL 542-5188／佐賀関 TEL 575-1000

大分市プレミアム付商品券購入申込書(コピー可)

住所	大分市		
氏名			
年齢	才	購入数	セット
委任状	委任者 (頼んだ人)	(氏名) (印)	
	私は下記の者へ本商品券購入を委任します。		
受任者 (頼まれた人)	(氏名)		

※あらかじめご記入のうえ、商品券販売所へご持参ください。

※委任状での購入は来場が困難な方(身体が不自由な方など)に限りません。

※委任状対応・専用販売所(市役所第2庁舎、鶴崎市民行政センター、植田市民行政センター)

以外で委任状による購入はできません。

大分市プレミアム付商品券購入申込書(コピー可)

住所	大分市		
氏名			
年齢	才	購入数	セット
委任状	委任者 (頼んだ人)	(氏名) (印)	
	私は下記の者へ本商品券購入を委任します。		
受任者 (頼まれた人)	(氏名)		

※あらかじめご記入のうえ、商品券販売所へご持参ください。

※委任状での購入は来場が困難な方(身体が不自由な方など)に限りません。

※委任状対応・専用販売所(市役所第2庁舎、鶴崎市民行政センター、植田市民行政センター)

以外で委任状による購入はできません。

大分市プレミアム付商品券取扱店を募集します!

大分商工会議所及び野津原町商工会では、国の地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用して、大分市内の消費喚起を目的とした「大分市プレミアム付商品券」を発売します。この商品券の取扱店を下記のとおり募集いたします。詳しくは大分商工会議所、大分市、大分県商工会連合会のホームページをご覧ください。

大分市プレミアム付商品券について(概要)

〈商品券の発行総額〉36億円(300,000セット)

〈商品券の販売価格〉1セット10,000円(商品券額面12,000円、プレミアム20%)

〈商品券のセット内容〉

中小取扱店専用商品券500円×12枚、中小取扱店・大型取扱店共通商品券1,000円×6枚の18枚綴りで1セット
※大分市プレミアム付商品券発行事業における大型取扱店(大型店)は下記のとおりです。

①店舗面積の合計が1,000m²を超える小売店 ②左記の大型店内および大型店を含む商業施設内、敷地内のテナント
上記に該当する店舗では、中小取扱店専用商品券(500円券)は使用できませんので、ご注意ください。

〈商品券の販売時期〉平成27年7月1日(水)～完売次第終了

〈商品券の販売場所〉

【市内商業施設等】◇表面の販売場所に記した市内6ヶ所(総合ギフトサロンなど、商品券販売カウンター)

【商工会議所・商工会等】◇大分商工会議所の経営相談センター[鶴崎(中鶴崎)・大南(中戸次)・

大在(大在市民センター内)・坂ノ市(坂ノ市市民センター内)・植田(植田市民行政センター内)・

佐賀関(真砂)]◇野津原町商工会(野津原市民センター内)◇大分市 鶴崎市民行政センター

【委任状対応・専用販売所】◇大分市役所第2庁舎1階ロビー(委任状による購入のみ対応

します。) ◇大分市 鶴崎市民行政センター◇大分市 稲田市民行政センター(大分商工

会議所稲田経営相談センター)

〈商品券の有効期間〉平成27年7月1日(水)～平成27年12月31日(木)

〈商品券の使用場所〉大分市内の取扱店のみ



取扱店 募集内容

〈取扱店参加資格〉

○大分市内において、商品小売業、飲食業、サービス業、理・美容業など一般消費者を対象とした店舗で、反社会的勢力との関係をもっていない事業所を対象とします。なお、金融・保険業(金融機関、貸金業、保険会社、証券会社など)、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条に規定する営業、特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反する事業も除きます。※複数の店舗がある場合は店舗毎に個別の申請が必要となります。大型商業施設内のテナントも個店で登録申請してください。

〈登録申請手続き〉

○登録申請は平成27年5月18日(月)より受付ております。

(※平成27年6月12日(金)までに申請した場合は、大分市プレミアム付商品券登録店一覧に店舗名等が記載されます。前記期間を過ぎますと作成の都合上、大分市プレミアム付商品券登録店一覧には店舗名等が記載されません。以降の登録はホームページの記載のみとなります。)

○「取扱店募集要領」、「取扱店登録申請書」は大分商工会議所・野津原町商工会の窓口でお受取いただくか、ホームページからダウンロードしてご利用ください。「取扱店登録申請書」にご記入の上、大分商工会議所(本所、各経営相談センター)へ持参または郵送でご提出ください。なお、野津原地区の事業所は野津原町商工会へご提出ください。営業状況等を確認後、追って取扱店許可証他を送付します。

〈商品券の利用について〉

○現金との交換・両替はできません。釣り銭の取扱いもできません。

○商品券が使用できない商品・サービス等がありますのでご注意ください。

詳しくは「取扱店募集要領」をご参照ください。

〈商品券の換金について〉

○「商品券換金申出書」と商品券を大分商工会議所(本所及び鶴崎・大南・大在・坂ノ市・稲田・佐賀関の各経営相談センター)、野津原町商工会の窓口へご持参ください。

月2回の締日、振込日を設け、後日各取扱店指定の金融機関預金口座へお振込みいたします。

○商品券換金手数料は下記のとおりです。商品券換金(預金口座へ振込み)の際に換金手数料を天引きさせていただきます。

[大分商工会議所、野津原町商工会 会員]——0%

[非会員 中小取扱店]——1% (商品券換金の累計額が10万円未満…0%) ※中小取扱店…大型取扱店以外

[非会員 大型取扱店]——3% ※大型取扱店の定義…上記の商品券概要をご確認ください。

大分商工会議所 中小企業相談部

お問合せ先

大分市長浜町3丁目15番19号 TEL 536-3248、536-3208、536-3258

野津原町商工会 大分市大字野津原800番地 TEL 588-0101

大分商工会議所 経営相談センター

鶴崎 TEL 521-1131／大南 TEL 597-1150

大在 TEL 592-0226／坂ノ市 TEL 592-1109

稲田 TEL 542-5188／佐賀関 TEL 575-1000